

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵閣第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
0304.44	<p><u>1. 冷蔵したアトランティックコッド (<i>Gadus morhua</i>) のフィレ（水戻したもの）</u></p> <p>本品は、通常の乾燥工程を経たコッドを、添加物を含まない冷水（最高2度）に6～10日間入れたもので、その過程で皮と骨は取り除かれている。加工の完了後、コッドのフィレは真空包装される。本品は、冷蔵状態で提示される。</p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p>	(新規)
0304.71	<p><u>1. 冷凍したアトランティックコッド (<i>Gadus morhua</i>) のフィレ（水戻したもの）</u></p> <p>本品は、通常の乾燥工程を経たコッドを、添加物を含まない冷水（最高2度）に6～10日間入れたもので、その過程で皮と骨は取り除かれている。加工の完了後、コッドのフィレは真空包装される。本品は、冷凍状態で提示される。</p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p>	(新規)
2202.99	<p><u>10. 食餌補助剤（液状）</u></p> <p>本品は、水、砂糖、ソルビトール、炭酸カルシウム、水酸化マグネシウム、グルコン酸亜鉛、ビタミンD3、植物性ガムとセルロースガム、ミントオイル、オレンジオイル及びソルビン酸カリウムから成るもので、直接飲用に供される。本品は、骨にバランスの取れたカルシウムとマグネシウムを供給することにより、人の正常な骨の成長と発達を助ける。推奨される1日あたりの投与量は、人の年齢に応じて、ティースプーン2杯、1日1～2回である。本品は、小売用の200ミリリットルのボトル入りにしたものである。</p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p>	(新規)
3208.10	<p><u>3. 緑黄色のポリエステルプライマーペイント</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>本品は、重量比 25~40%を構成する有機溶剤の混合物中に以下の樹脂、顔料及び添加物の混合物を分散させた液状の調製品であり、208 リットル（55 ガロン）のドラム入りで提示される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹脂（飽和ポリエステル樹脂、メラミン樹脂及びエポキシ樹脂） 重量比 41~57% ・顔料（カオリン、二酸化チタン及びクロム酸ストロンチウム） 重量比 18~33% ・添加物 重量比 1 %未満 <p>本品は、コイルコーティングラインにおいて金属表面に塗布するために使用され、厚さ 5 ~ 8 ピコメートルの範囲のベース有機コーティング（ドライフィルム）を形成する。本品は、希釀することなく被膜を形成するよう塗布され、190~200 度の温度で加熱硬化される。形成された被膜は、金属シートに耐腐食性を与え、仕上げ用エナメルの接着を促進する。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	
<p><u>3926.90</u></p> <p><u>17. 多泡性のプラスチックから成る長方形のバランスブロック</u></p> <p>本品は、丸い端と角を有しており、寸法は、長さ 48 センチメートル、幅 40 センチメートル、高さ 6 センチメートルである。</p> <p>本品は、バランスを向上させる運動のために、屋内外で使用するように設計されたものである。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p>(新規)</p>

5603.141. テーブルクロス

本品は、252 グラム／平方メートルの多泡性でないポリ塩化ビニル（PVC）製のシートに 28 グラム／平方メートルのポリプロピレン（PP）製の不織布の裏張りを結合したものである。

本品は、ロール状又は長方形に切断された状態で提示される。

通則 1（第 56 類注 3）及び 6 を適用

(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>6904.10 1. セラミック製の押出成形した上張り用のれんが</u></p> <p>本品は、建築のために使用され、建築計画における視覚的な要求に対応するため、適当な質感を備えた外面を有する。本品は次の特徴を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 寸法：幅 92 ミリメートル、高さ 57 ミリメートル、奥行 194 ミリメートル 圧縮強さ：$>10,000 \text{ psi}$ 冷水吸水率（24 時間）：$< 6 \%$ 熱湯吸収率（5 時間）：$< 10\%$ 初期吸収率（IRA）：$< 30 \text{ 平方インチあたり 10 グラム/分}$ コアボリューム：$< 25\%$ <p>通則 1 及び 6 を適用</p>	
<p><u>6907.21 2. セラミック製の薄型化粧れんが</u></p> <p>本品は、既存の壁を覆うために使用され、構造要素としては使用されない。本品のサイズは、次の 2 種類がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅 25 ミリメートル、高さ 57 ミリメートル、奥行 194 ミリメートル 幅 13 ミリメートル、高さ 57 ミリメートル、奥行 194 ミリメートル <p>本品の吸水率は全重量の 0.5% 以下である。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p> <p>6907.22/2 及び 6907.23/2 参照</p>	(新規)
<p><u>6907.22 2. セラミック製の薄型化粧れんが</u></p> <p>本品は、既存の壁を覆うために使用され、構造要素としては使用されない。本品のサイズは次の 2 種類がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅 25 ミリメートル、高さ 57 ミリメートル、奥行 194 ミリメートル 幅 13 ミリメートル、高さ 57 ミリメートル、奥行 194 ミリメートル 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
6907. 23	<p>一トル <u>本品の吸水率は全重量の 0.5% を超え、10% 以下である。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u> <u>6907. 21/2 及び 6907. 23/2 参照</u></p> <p>2. セラミック製の薄型化粧れんが</p> <p>本品は、既存の壁を覆うために使用され、構造要素としては使用されない。本品のサイズは次の 2 種類がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅 25 ミリメートル、高さ 57 ミリメートル、奥行 194 ミリメートル ・幅 13 ミリメートル、高さ 57 ミリメートル、奥行 194 ミリメートル <p>本品の吸水率は全重量の 10% を超える。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u> <u>6907. 21/2 及び 6907. 22/2 参照</u></p>	(新規)
8411. 81	<p>1. ヘリコプター用のターボシャフトエンジン</p> <p>本品は、主として圧縮機、燃料室、圧縮機タービン及びドライバシャフトを備えたフリータービンから成る。</p> <p>本品は、出力が 1,600 キロワットのガスタービンエンジンの一種である。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)
8419. 81	<p>1. 電気式コーヒーパーコレーター</p> <p>本品は、45 杯分の容量を有し、取扱説明書に家庭用との記載がある。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u> <u>8419. 81/2 参照</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8419.81	<p><u>2. 電気式コーヒーパコレーター</u></p> <p>本品は、45 杯分の容量を有し、取扱説明書に商業用との記載がある。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用 8419.81／1 参照</p> 	(新規)
8430.69	<p><u>1. 液圧式ハンマー</u></p> <p>本品は、重さが 851 キログラムで、エキスカベーターに取り付け破壊や破碎に使用されるように設計されている。</p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

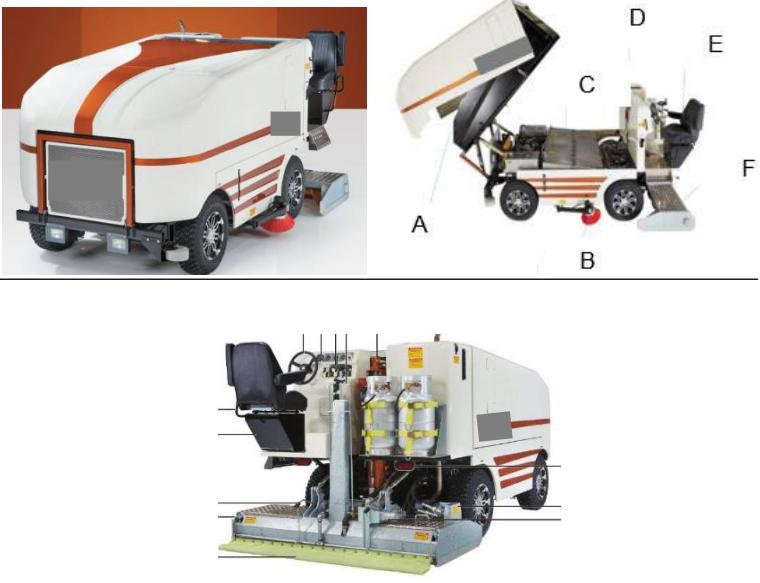
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8471.41	<p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p>1. 対話会議端末</p> <p>本品は、<u>フラットパネルタッチスクリーンディスプレイ、自動データ処理（ADP）機械、スピーカー、マイク及び入出力ポートを同一ハウジングに収めたもの</u>である。</p> <p>本品は、<u>電子ホワイトボード、会議端末及び ADP 機械の機能を併せ持つ。本品はプログラム可能で、ADP 機械のアプリケーションをダウンロードし実行することができる。</u></p> <p><u>通則 1（第 84 類注 6（A））及び 6 を適用</u></p> 	(新規)
8479.89	<p>13. 自走式整氷機</p> <p>本品は、<u>アイスアリーナやアイスリンクの表面を平滑にする機能のみを有するもの</u>である。</p> <p>本品は、<u>主として雪タンク、水タンク、コンディショナー及びボードブラシから成る。</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>本品の技術仕様は、以下のとおりである。</p> <p>—ディーゼルエンジン</p> <p>—切断幅 213 センチメートルのブレード</p> <p>—水タンク（795.6 リットル）</p> <p>—雪タンク（2.915 立方メートル）</p> <p>コンディショナーは、氷の表面を修復するための中心的な装置である。氷の切断装置、氷の洗浄装置、氷の表面を整える装置及び氷の欠片を集めるコンベヤを備えている。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p>  <p>A 雪タンク B ボードブラシ C 水タンク D 洗浄水タンク E 運転席 F コンディショナー</p>	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>8516.10</u> 2. 2つのシステムを備えた温水器</p> <p>本品は、太陽熱又は電気あるいはその両方で動作する家庭用のものである。本品は、コレクター付きソーラーパネル、ポンプ及び湯を貯蔵するタンクを有する。本品は、提示の際に、補助の電気加熱要素が機能するために必要な銅コイルを除く全ての電気要素を備えている。</p> <p>太陽熱を利用する場合、コレクター内の水はソーラーパネルで加熱され、貯蔵タンクに蓄えられる。電気で加熱する場合、電気単独で加熱する場合であっても、太陽熱と合わせて加熱する場合であっても、貯蔵タンク内の水は、設置が必要な銅コイルによって加熱される。</p> <p><u>通則 1、2 (a) 及び 6 を適用</u></p>	
<p><u>8543.20</u> 1. セシウム原子時計</p> <p>本品は、通信ネットワーク事業者が、約 10^{-12} の周波数安定度を持つG.811 同期信号を生成するために設計され、周波数基準装置 (primary reference clock) とみなされる。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)
<p><u>8704.60</u> 2. 10キロワットの電動機を搭載した四輪車両</p> <p>本品は、最高時速 32 キロメートル、回転半径が 3.9 メートルの車両である。本品は、2枚のドアを有する閉じた運転席と、パネルが折りたためるオープンな後部荷台を有する。風防、方向指示器、ヘッドライト、ブレーキランプ、警笛、ミラー、反射板、パークリングブレーキ及びリアビューカメラを装備している。運転席は、シートベルト、暖房・換気装置、ディスプレイモジュール、ラジオ及びカップホルダーを有する。本品は、全長 3,937 ミリメートル、全幅 1,524 ミリメートル、全高 1,930 ミリメートルで、荷台の寸法は、長さ 2,400 ミリメートル、幅 1,403 ミリメートル、高さ 1,206 ミリメートルである。</p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
9401.79	<p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>   <p><u>1. アルミニウム製の固定式観覧席（スタンド）</u></p> <p><u>本品は、スポーツ会場その他の観客イベントで見られる、高く、階段状になったベンチの列である。座席は金属板で形成されている。観覧席は、下の地面に向かって開けている。</u></p> <p><u>通則 1（第 15 部注 1（k）及び第 94 類注 2）及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
9401.79	<p><u>2. 移動式又は可動式の観覧席</u></p> <p>本品は、一時的又は再設置可能な座席の必要性を満たすために、異なる場所に移動可能な種類のものである。本品には、ユニットを昇降させるための作動システムが内蔵されている。この観覧席は、高速道路で牽引したり、会場内で移動させたりすることができます。</p> <p><u>通則 1（第 15 部注 1（k）及び第 94 類注 2）及び 6 を適用</u></p> 	(新規)
9405.42	<p><u>3. ストリップ型ライト</u></p> <p>本品は、屋内用 LED ストリップ型ライト (24 ボルト、4 ワット、白色光) である。当該ストリップ型ライトは、照明製品モジュールの連結可能な一つのセクションであり、同セクションの各々には長さ方向に 18 個の LED が並んでいる。本品は頑丈な覆い (ハウジング) を有する。最大で 16 のセクションまで連結でき、端と端を直接又は接続ケーブルのいずれかで連結する。本品は、提示の状態では、電力供給用の 24 ボルトのドライバー又は配線ボックスを含まない。本品は、例えば台所棚の作業照明やアクセント照明、背面照明及び光が届きにくい場所に使用される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
		